

科学研究費助成事業の 交付決定後の主な手続きについて

統合研究機構事務部研究推進係

1-1. 科研費応募可能職名一覧

雇用区分	職名等	登録区分
役員	学長、理事（常勤）	—
常勤職員	教員（教授、准教授、講師、助教）	学長及び部局等の長の了承を必要としない職名
*については、非常勤職員を含む	テニユアトラック教員（テニユアトラック准教授、テニユアトラック講師、テニユアトラック助教）	
	外国人研究員	
	技術職員・技術専門職員	所属（部局）長の了承を得たうえで、学長の了承を得るために登録申請書（様式2）を提出する必要のある職名等
	特任教員*（特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教）	
	寄附講座教員*、寄附研究部門教員*（寄附講座教授、寄附講座准教授、寄附講座講師、寄附講座助教 など）	
	ジョイントリサーチ講座教員*、ジョイントリサーチ部門教員*（ジョイントリサーチ講座教授、ジョイントリサーチ講座准教授、ジョイントリサーチ講座講師、ジョイントリサーチ講座助教 など）	
	特任研究員*	
	メディカルフェロー*	
	薬剤師	
	保健師・助産師・管理師・准管理師	
	臨床検査技師	
	診療放射線技師	
	理学療法士	
	作業療法士	
	臨床工学技士	
	栄養士	
	視能訓練士	
	歯科技工士	
	歯科衛生士	
	言語聴覚士	
医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）		
臨床心理士		
病理細菌技術職員		
医療技術職員		
非常勤職員	プロジェクト教員（プロジェクト講師、プロジェクト助教）	
	研究機関研究員	
	医員	
	レジデント	
非常勤講師	非常勤講師 ※注意③	
受入研究者	日本学術振興会特別研究員（PD,RPD,SPD）	※注意④
<p>注意事項</p> <p>①科研費を含む外部資金で雇用されている者は、「雇用元の業務に専念する義務」があるので、登録にあたっては事前に研究・産学連携推進機構担当者に相談すること。また、学生の身分（大学院生を含む）を有する者については、日本学術振興会特別研究員を除き、原則として、応募資格を付与しない。</p> <p>②登録区分が「学長及び所属（部局）長の了承が必要」とされる者は、雇用条件等で科研費による研究を行うことが職務の二環として認められる場合であって、かつ、科研費による研究の時間が確保できる者に限る。</p> <p>③非常勤講師については、本学の研究活動に実際に従事できることを示すため、誓約書（様式5）を学長に提出しなければならない。</p> <p>④日本学術振興会特別研究員（PD,RPD,SPD）については、「国立大学法人東京医科歯科大学における独立行政法人日本学術振興会特別研究員取扱要項」に定める手続きを行うこと。研究活動スタート支援への応募は不可。</p>		

1-2. 科研費応募及び受給資格について

- **本学が定める科研費応募可能な職名**であること。
- 年度途中の職名の変更により、応募資格を喪失した場合には当該課題を**廃止しなければなりません**。

応募資格喪失後も科研費の執行を続ける行為、
科研費応募可能な職名を持つ者の名前を借り、
応募・受給する行為(いわゆる名義貸し)は

不正受給行為です!

- 特任教員等、特定の資金により雇用されている研究者について、**専従義務が発生する場合、原則として科研費の応募及び研究費の受給は不可**※。

※プロジェクト教員(複数の資金により雇用)に変更することにより、専従義務のない資金のエフォート分を用いて科研費の実施が可能。

2. 研究種目の区分

区分によって、研究費の使い方のルールや
手続の際の様式などが異なります。

区分	研究種目
補助金課題	特別推進研究 新学術領域研究 基盤研究(S) 基盤研究(A) 基盤研究(B) 若手研究(A) 研究成果公開促進費 特別研究員奨励費 奨励研究 挑戦的研究(開拓)
基金課題	基盤研究(C) 挑戦的萌芽研究 挑戦的研究(萌芽) 若手研究(B) 若手研究 研究活動スタート支援(H31~) 国際共同研究加速基金

3-1. 年間スケジュール(補助金課題)

～研究計画が2年間の新学術領域研究の場合～

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1年目	交付内定	交付申請		交付決定	入金	前倒し申請	研究計画の1年目			前倒し申請	繰越申請		
2年目	交付内定	交付申請	実績報告	交付決定	入金	研究計画の2年目			繰越申請	繰越申請			
終了後		実績報告		成果報告									

- …必ず手続きを行う必要があるもの
- …必要に応じて手続きを行うもの

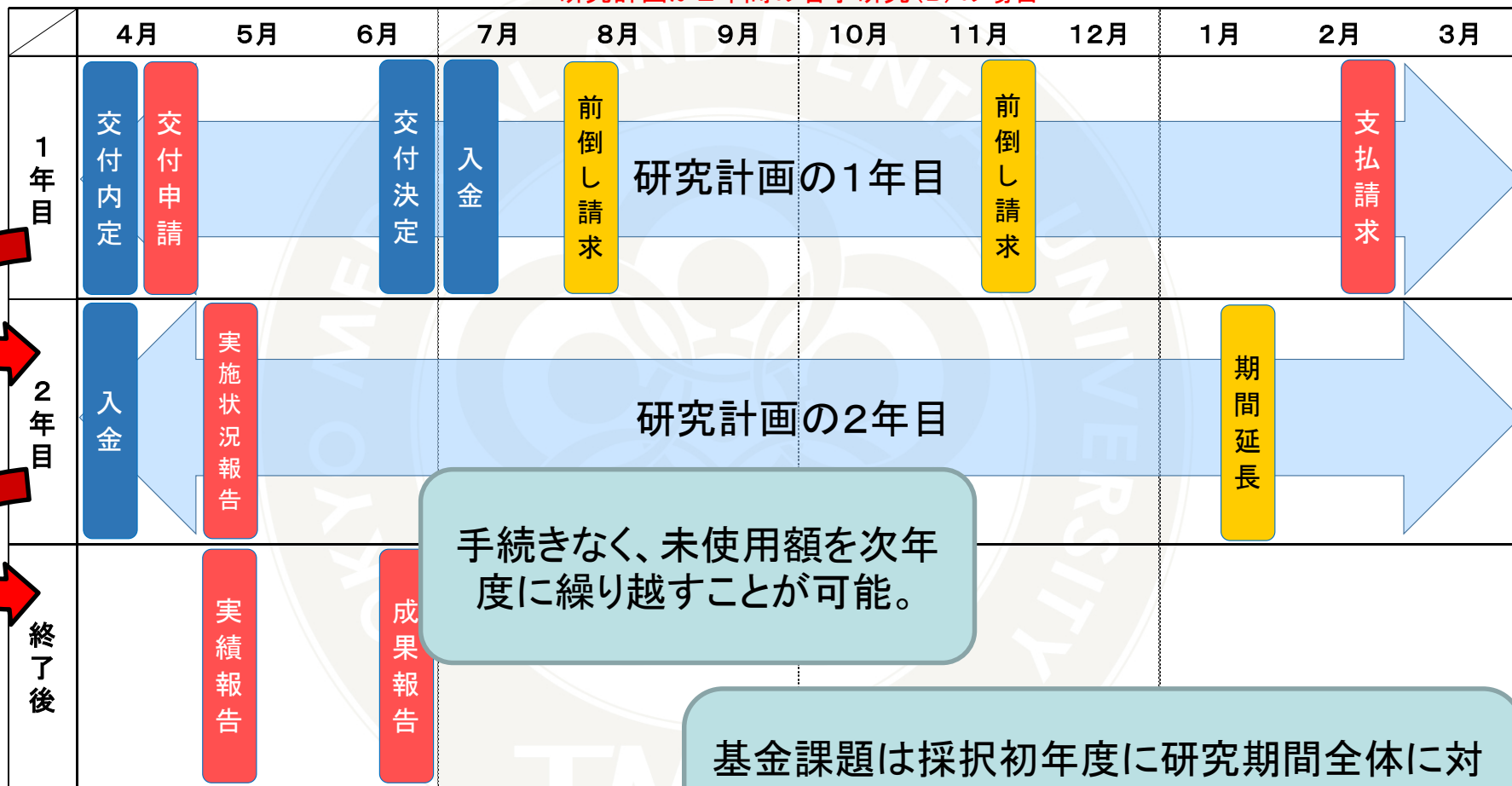
補助金課題については、各年度末に残額が生じた場合は返還することとなります。

(単年度会計)

※繰越申請を行い承認されれば、次年度に使用することも可能。

3-2. 年間スケジュール(基金課題)

～研究計画が2年間の若手研究(B)の場合～



手続きなく、未使用額を次年度に繰り越すことが可能。

基金課題は採択初年度に研究期間全体に対して交付内定が一括で出るため、**交付申請の手続きは初年度のみ**となります。

- …必ず手続きを行う必要があるもの
- …必要に応じて手続きを行うもの

3-3. 補助金・基金比較

～研究計画が2年間の新学術領域研究の場合～

補助金

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1年目	交付内定	交付申請		交付決定	入金	前倒し申請	研究計画の1年目			前倒し申請	繰越申請	繰越申請	
2年目	交付内定	交付申請	実績報告	交付決定	入金	研究計画の2年目			繰越申請	繰越申請			
終了後		実績報告		成果報告									

～研究計画が2年間の若手研究(B)の場合～

基金

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年目	交付内定	交付申請		交付決定	入金	前倒し請求	研究計画の1年目			前倒し請求		支払請求
2年目	入金	実施状況報告	研究計画の2年目							期間延長		
終了後		実績報告		成果報告								

4. 研究代表者の異動や退職

	異動(退職)後の科研費応募資格の有無	
	科研費応募資格:【有】 (例:他大学への異動 etc.)	科研費応募資格:【無】 (例:民間企業への異動 etc.) 非常勤講師の委嘱なし
日本学術振興会への手続き	異動後、 異動先の機関より 「研究代表者所属研究機関変更届」を提出	「補助事業廃止承認申請書」を 事実発生日(退職日)より前 に提出
本学での事務手続き	研究費の残額を異動先へ送金	未使用額を学振へ返還

<留意事項>

- 廃止の手続きは、**事実発生日(退職日)以前**に申請書を提出する。
事前申請が必須なので、異動や退職が判明次第、速やかに研究推進係までご連絡ください。
- 研究分担者が本学から異動する場合も、ご連絡ください。
- 研究代表者は、新学術領域研究領域代表者、特別研究員奨励費(外国人特別研究員)の研究代表者を除き交代することはできません。

5. 研究分担者の追加、削除

	研究分担者の追加	研究分担者の削除
日本学術振興会への手続き	(補助金)「補助事業者変更承認申請書」または(基金)「研究分担者変更承認申請書」と併せて「 研究分担者承諾書 」の写しを 事実発生日(追加したい日)より前に提出	(補助金)「補助事業者変更承認申請書」または(基金)「研究分担者変更承認申請書」を 事実発生日(削除日)より前に提出
		※研究分担者が異動先でも科研費応募資格を有する場合には、削除する必要はない。ただし、 <u>研究推進係へ要連絡。</u>

<留意事項>

- 研究分担者の追加・削除は**事前申請**なので、変更事由が判明次第、速やかに研究推進係までご連絡ください。
- 研究分担者から研究協力者への変更や、研究協力者から研究分担者への変更についても、変更の手続きが必要です。(30年度より連携研究者は廃止)
- 追加された分担者が経費執行可能となるのは、**学振の承認日以降**です。

6-1. 産前産後・育児休業による中断(基金課題の場合)

中断事由 中断期間	産前産後の休暇又は育児休業を取得		左記以外の場合
	補助事業期間の延長を希望する	補助事業期間の延長を希望しない	補助事業期間の延長不可
1年以内	(取得時) 手続不要 (再開時) 研究期間延長承認申請書 を提出	(取得時) 手続不要 (再開時) 手続不要	(取得時) 手続不要 (再開時) 手続不要
1年を超える場合	(取得時) 研究中断届 を提出 (再開時) 研究期間延長承認申請書 を提出	(取得時) 研究中断届 を提出 (再開時) 手続不要	補助事業の廃止

<留意事項>

※研究期間の延長申請は、必ず当初の研究期間内に行う必要があります。

※延長できる研究期間は、**中断期間に応じて異なります。**

中断期間: 1年以下 延長可能期間: 1年度

中断期間: 1年～2年以下 延長可能期間: 2年度

中断期間: 2年～3年以下 延長可能期間: 3年度

6-2. 産前産後・育児休業による中断(補助金課題の場合)

中断事由 中断期間	産前産後の休暇又は育児休業の取得、又は 特別研究員の病気による採用中断		左記以外の場合
	補助事業期間の延長を希 望する	補助事業期間の延 長を希望しない	補助事業期間の 延長不可
年度を超えて 研究を中断し、 翌年度以降 に再開を希望	(取得時) 研究中断承認申請 書を 中断開始日より前に 提出 (再開時) <u>研究実施計画の変更願</u> を提出後、交付申請書を 提出	(取得時) 研究中断承認 申請書を 中断開始日 より前に 提出 (再開時) 交付申請書を 提出	補助事業の廃止
中断する年 度内に再開 を希望	(取得時) 手続き不要 (再開時) 再開希望日かつ3月 1日より前に 研究期間延長承認 申請書を提出(1年度のみ 延長可能)	(取得時) 手続き不要 (再開時) 手続き不要	(取得時) 手続き不要 (再開時) 手続き不要

<留意事項>

※中断するまでの期間分の実績報告書を、中断前に提出する必要があります。(年度内に再開する場合には、通常の提出期間(5月末)に提出)

※特別研究員の病気による採用中断は12ヶ月まで可。そのため、この理由による複数年度中断は認められません。

※複数年度にわたり研究を中断する場合には、**各年度の交付申請時に**、交付申請留保届を提出する必要があります。

7. 研究費の前倒し使用や次年度繰越しについて

	翌年度以降に配分予定の研究費を前倒して使用する場合(前倒し)	研究費を翌年度に繰り越す場合(繰越し)
補助金課題	前倒し使用申請書を提出	繰越(翌債)を必要とする理由書を提出
基金課題	前倒し支払請求書を提出	手続き不要 ※補助事業最終年度の場合は、補助事業期間延長承認申請により学振の承認を得ることで1年度の延長が可能

<留意事項>

○各種手続きの受付時期は以下のとおりです。

(1)前倒し→毎年8月と11月

(2)繰越し→毎年1月と2月

※時期が近づきましたら、一斉メールにて手続きに関する通知を行います。

○研究費の前倒し、補助金の繰越しは、**明確な理由と正当性が求められます**のでご注意ください。

○研究費の繰越しをしても、**翌年の配分額に影響がでることはありません**。

8. 各年度終了時に必要な手続き

	毎年度終了時、翌年度の5月中旬まで (学内期限)	最終年度終了時、翌年度の5月中旬まで (学内期限)	最終年度終了時、翌年度の6月上旬まで(学内期限)
補助金課題	実績報告書の提出		研究成果報告書の提出
基金課題	実施状況報告書の提出	実績報告書の提出	

※実績報告書...補助事業期間の収支状況と研究の成果等を記載

※実施状況報告書...当該年度の収支状況や研究実績、研究の進捗状況を記載

※研究成果報告書...科研費により実施した研究期間全体の成果を記載

<留意事項>

○「研究成果報告書」を提出期限までに提出していない場合には、当該報告書を提出するまで、当該研究者が実施する**他の補助事業の執行を停止**しなければなりません。

9. 謝辞 (Acknowledgment) について

- 研究代表者及び研究分担者は、科研費により得た研究成果を発表する場合、科研費により助成を受けたことを必ず表示してください。(表示義務)
- Acknowledgment(謝辞)に、科研費により助成を受けた旨を記載する場合には「JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」を必ず含めてください。

【記載例】

①論文に関する科研費が一つの場合(課題番号「12345678」)

【英文】:This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number JP12345678.

【和文】:本研究はJSPS科研費 JP12345678の助成を受けたものです。

②論文に関する科研費が複数(三つ)の場合(課題番号「xxxxxxx」「yyyyyyy」「zzzzzzzz」)

【英文】:This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JPxxxxxxx,JPyyyyyyy,JPzzzzzzzz.

【和文】:本研究はJSPS科研費 JPxxxxxxx,JPyyyyyyy,JPzzzzzzzzの助成を受けたものです。

10. 科研費以外の公的研究費について

科学技術振興機構(JST)

- ・戦略的創造研究推進事業(さきがけ・CRESTなど)
- ・研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP) ……等

日本医療機構研究開発機構(AMED)

- ・難治性疾患実用化研究事業
- ・免疫アレルギー疾患等実用化研究事業
- ・革新的がん医療実用化研究事業 ……等

厚生労働省

- ・厚生労働科学研究費補助金

内閣府HPでは、競争的資金一覧が掲載されていますので適宜ご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin30_seido_ichiran.pdf

※随時、公募情報があり次第、全学一斉メール等で通知

11. 問い合わせ先

各種手続き：統合研究機構事務部研究推進係

- ・受託研究について→内線：5872、7160、7162
- ・厚生労働科研補助金について→内線：7160
- ・科学研究費助成事業について→内線：5872、4799

※公的研究費での研究については、異動や退職等、何か相談がある場合は速やかにご連絡ください。

※**執行に関しては財務経理課担当係**へお問い合わせください。

12-1. URA室について

・URA室では、①～③の支援を行っております。

①外部資金獲得の支援

②研究レベルアップ・研究戦略の策定

【具体例】

- ・競争的資金の申請書に関する相談
- ・実験データ等統計解析に関する相談 等

問い合わせ先:

内線: 4698

メールアドレス: uraoffice.adm@tmd.ac.jp

相談方法等は、以下のURLよりご確認ください。(学内のみ)

<https://www1.tmd.ac.jp/kenkyuu/URAsitu/index.html>

12-2. 医療イノベーション推進センターについて

【目的】

- シーズ発掘から育成まで実用化を目指しての支援
- 全学臨床研究のOne-Stop管理とサポートによる規制から逸脱しない研究の遂行と効率化

【支援内容】

- ①臨床研究相談(資金、方法、薬事)
- ②医師主導治験、先進医療等相談
- ③プロトコル検討会
- ④UMIN等への登録管理
- ⑤シーズ探索

国立大学法人
東京医科歯科大学
明日の医療に貢献するために

医療イノベーション推進センター
Medical Innovation Promotion Center

研究成果を実用化し、新規医療開発をシームレスに支援する組織として設置されました。

臨床研究マネジメントラボ

- ・シーズ探索
- ・臨床研究相談(資金、方法、薬事)
- ・臨床研究の各倫理審査委員会等への確認
- ・医師主導治験、先進医療等相談
- ・プロトコル検討会
- ・UMIN等への登録管理
- ・SOP、様式集、法律・指針
- ・支援業務

インキュベーションラボ

ただいま準備中です

臨床研究相談、支援、SOP、手引き、関連書式等はこちら 【学内専用】

▶ 主な臨床研究リスト

センターご案内	臨床研究とは	教育関係
学外研究者の皆様	一般・患者の皆様	企業の皆様

<http://www.tmd.ac.jp/ru/innv/index.html>

・・・など、様々な支援を実施しています

13. 参考

○科研費ハンドブック(研究者用)

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/data/h29/handbook_kenkyuusya.pdf

○研究者使用ルール

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/rule.html

○東京医科歯科大学 研究情報サイト

http://www.tmd.ac.jp/tmd-research/study-support/research-funds_m/

○東京医科歯科大学 研究情報サイト(学内専用情報)

<https://www1.tmd.ac.jp/kenkyuu/tmd-research/index.html>

○本日の説明会資料

<http://www.tmd.ac.jp/tmd-research/rule/prevention-injustice/>